

資料提供(投げ込み) 令和6年9月6日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
一志総合支所市民福祉課 (電話059-293-3003)	一志総合支所市民福祉課長 野村 日鶴

地域生活支援事業受給者証等の誤送付について

地域生活支援事業に係る受給者証等の送付に誤りがあったことが判明しました。その内容は下記のとおりです。

記

1 経過

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業として、外出する場合においてヘルパーによる移動の介護を行う移動支援事業及び日中における活動の場を提供する日中一時支援事業を実施しています。

当該事業によるサービスを利用するためには、地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」といいます。）の取得が必要であり、本市においては、最長1年間を支給期間とした受給者証を交付しており、継続してサービスを利用するに当たっては受給者証の更新が必要であることから、毎年、誕生月に受給者本人又はその家族からの申請に基づき更新を行っています。

令和6年9月4日（水）午後4時30分頃、受給者Aの保護者が一志総合支所市民福祉課に来庁され、他人（以下「受給者B」といいます。）の受給者証が1枚同封の上、郵送されてきたとの指摘を受け、さらに、同月5日（木）午前9時40分頃、受給者Aの指定障害児相談支援事業者から一志総合支所市民福祉課に連絡があり、当課から受給者Aの受給者証の写しとともに受給者Bの受給者証の写しが郵送されてきたとの指摘を受けたことから、2件について誤って受給者証等を送付していたことが判明しました。

2 原因

今回の誤送付は、受給者証等の封入作業において、受給者Aと受給者Bの受給者証等を誤って同封してしまったこと及び受給者証等を封入した封筒に記載された宛先と受給者証等に記載された情報の突合を怠ったことによるものです。

3 事案への対応

今回の事案に関する皆様には、直接、今回の誤送付に係る経過についてお詫びし、誤送付した受給者証等を回収しました。

なお、受給者Bの受給者証は保護者にお詫びのうえ、お届けしております。

今後は、受給者証等の封入作業時において、送付書類を複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努めます。